

香川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第56号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条の2 都市公園（土器川公園、<u>坂出緩衝緑地</u>、<u>香川県総合運動公園</u>、<u>香川県立丸亀競技場</u>、<u>瀬戸大橋記念公園</u>又は<u>さぬき空港公園</u>に限るものとし、これらの都市公園において法第5条第1項の許可を受けて公園管理者以外の者が設け、又は管理する公園施設を除く。以下この条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2～7 略</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第14条の3 知事は、<u>坂出緩衝緑地</u>、<u>香川県総合運動公園</u>、<u>香川県立丸亀競技場</u>、<u>瀬戸大橋記念公園</u>又は<u>さぬき空港公園</u>について、当該都市公園に係る指定管理者に当該都市公園の有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第14条の4 略</p> <p>別表第3（第14条の4関係）</p> <p>1 坂出緩衝緑地 略</p> <p>2 <u>香川県総合運動公園</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">有料公園施設 の種類及び名</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	有料公園施設 の種類及び名	単 位	金 額				<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条の2 都市公園（土器川公園、坂出緩衝緑地、香川県立丸亀競技場、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園に限るものとし、これらの都市公園において法第5条第1項の許可を受けて公園管理者以外の者が設け、又は管理する公園施設を除く。以下この条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2～7 略</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第14条の3 知事は、坂出緩衝緑地、香川県立丸亀競技場、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園について、当該都市公園に係る指定管理者に当該都市公園の有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第14条の4 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表第3に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表第3（第14条の4関係）</p> <p>1 坂出緩衝緑地 略</p>
有料公園施設 の種類及び名	単 位	金 額					

称			
運動施設			
香川県営野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）		
	アマチュアスポーツの場合		
	入場料を徴収しない場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	1,140円
	一般	1時間当たり	2,850円
	入場料を徴収する場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	入場料の最高額の30倍に相当する額
	一般	1時間当たり	入場料の最高額の45倍に相当する額
	アマチュアスポーツ以外の場合		
	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	5,700円
	入場料を徴収する場合	1時間当たり	入場料の最高額の90倍に相当する額
附属施設			
	本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	1時間当たり	940円
	記録放送室及び放送機器	1時間当たり	480円
	スコアボード	1時間当たり	1,010円
	会議室	1時間当たり	480円
	シャワー室		

	温水使用	1時間当たり	700円
	温水使用以外	1時間当たり	480円
	夜間照明施設		
	アマチュアスポーツの場合		
	4分の1点灯	1時間当たり	8,610円
	2分の1点灯	1時間当たり	16,140円
	全点灯	1時間当たり	31,210円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	142,070円
香川県営第2野球場	基本施設(グラウンド及びダッグアウト)		
	アマチュアスポーツの場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	900円
	一般	1時間当たり	2,270円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	4,540円
	附属施設		
	本部室	1時間当たり	480円
	記録放送室及び放送機器	1時間当たり	240円
	スコアボード	1時間当たり	240円
香川県営テニス場	基本施設(テニスコート)		
	生徒及び児童	1面1時間当たり	350円
	一般	1面1時間当たり	510円
	附属施設		
	会議室	1時間当たり	480円
	記録放送室及び放送機器	1時間当たり	240円
	スコアボード	1時間当たり	240円
	シャワー室		
	団体		
	温水使用	1時間当たり	700円
	温水使用以外	1時間当たり	480円

香川県営サ ッカー・ラ グビー場	個人	1人につき1 回	50円
	コインロッカー	1回	50円
	基本施設（グラウンド及び更衣室）		
	アマチュアスポーツの場 合		
	入場料を徴収しない場 合		
	生徒及び児童	1時間当たり	780円
	一般	1時間当たり	1,960円
	入場料を徴収する場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	入場料の最高 額の30倍に相 当する額
	一般	1時間当たり	入場料の最高 額の45倍に相 当する額
	アマチュアスポーツ以外 の場合		
	入場料を徴収しない場 合	1時間当たり	3,920円
	入場料を徴収する場合	1時間当たり	入場料の最高 額の90倍に相 当する額
	附属施設		
本部室及び審判員控室	1時間当たり	480円	
記録放送室及び放送機器	1時間当たり	240円	
スコアボード	1時間当たり	240円	
会議室	1時間当たり	480円	
シャワー室			
温水使用	1時間当たり	700円	
温水使用以外	1時間当たり	480円	
香川県営第 2サッカー	基本施設（グラウンド）		
	アマチュアスポーツの場		

・ラグビー 場	生徒及び児童	1時間当たり	620円
	一般	1時間当たり	1,560円
	アマチュアスポーツ以外 の場合	1時間当たり	3,120円
	附属施設		
	スコアボード	1時間当たり	240円
香川県営相 撲場	基本施設（本土俵及び練習土俵）		
	本土俵及び練習土俵を利 用する場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	220円
	一般	1時間当たり	570円
	練習土俵のみを利用する 場合		
	専用使用の場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	110円
	一般	1時間当たり	280円
	専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1人につき1 回	60円
	一般	1人につき1 回	80円
	附属施設		
	シャワー室		
	専用使用の場合		
	温水使用	1時間当たり	700円
	温水使用以外	1時間当たり	480円
	専用使用でない場合		
		1人につき1 回	50円
附属設備又は器具を利用する場合の額は、別に規則で定める。			

3 香川県立丸亀競技場 略

4・5 略

2 香川県立丸亀競技場 略

3・4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。